

広島県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十六年十二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市福富町下竹仁字ハテカフロ山二六九七の二四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅